

# 船舶発生廃棄物 排出基準

## <日常生活廃棄物の排出>

- ① 「日常生活廃棄物（船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物）」のうち、「食物くず」は、海洋への排出が例外的に認められている。なお、排出に際しては、政令で定める基準（排出海域及び排出方法）に従わなければならない（次表参照）。【海洋汚染防止法第10条第2項第2号より】
- ② 日常生活廃棄物の排出海域及び排出方法に関する基準【海洋汚染防止法施行令別表第2の2より】

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号左欄に掲げるものを除く) …鳥糞	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く）のうち領海の基線及び定着氷からその外側12海里以遠の海域	イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下、粉碎式排出方法という） ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること ハ 当該船舶の航行中に排出すること ニ 氷上に排出しないこと
	北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側12海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること ハ 氷上に排出しないこと
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること
	海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側12海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る）	イ 粉碎式排出方法により排出すること ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること
	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る）	粉碎式排出方法により排出すること
	乙海域	当該船舶の航行中に排出すること
二 食物くず (鳥糞に属する種の個体(その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く)を含まないものに限る) …鳥糞以外	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く）のうち領海の基線及び定着氷からその外側12海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側12海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること ハ 氷上に排出しないこと
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること
	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側12海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る）	粉碎式排出方法により排出すること
	乙海域	当該船舶の航行中に排出すること

## 備考

- この表において「南極海域」とは、別表第1の5に掲げる南極海域をいう。
- この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺500m以内の海域をいう。

3. この表において「北極海域」とは、別表第1の5に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
4. この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側3海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
5. この表において「バルティック海海域」とは、別表第1の5に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
6. この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
  - イ 北緯62度の緯度線を北端とし、西経4度の子午線を西端とする北海の海域
  - ロ スカウを通る北緯57度44.8分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
  - ハ 北緯48度30分の緯度線を南端とし、西経5度の子午線を西端とする英國海峡への入口の海域を含む英國海峡の海域
7. この表において「ガルフ海域」とは、別表第1の5に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
8. この表において「地中海海域」とは、別表第1の5に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
9. この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯30度西経77度30分の点から陸岸まで270度に引いた線、同点、北緯20度西経59度の点、北緯7度20分西経50度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く）をいう。
10. この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く）をいう。

#### <通常活動廃棄物の排出>

- ① 「通常活動廃棄物（輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物）のうち、「貨物残さ（国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く）」及び「動物の死体」等は、海洋への排出が例外的に認められている。なお、排出に際しては、政令で定める基準（排出海域及び排出方法）に従わなければならない（次表参照）。【海洋汚染防止法第10条第2項第3号より】
- ② 通常活動廃棄物の排出海域及び排出方法に関する基準【海洋汚染防止法施行令別表第3より】

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 貨物残さのうち、特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側12海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側12海里以遠の海域	イ 最小限度にとどめて排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること
二 貨物残さ（前号左欄に掲げるものを除く）	全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く）	当該船舶の航行中に排出すること
三 動物の死体	全ての国の領海の基線からその外側100海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く）	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること
四 生鮮魚及びその一部	全ての海域（特定沿岸海域及び指定海域を除く）	排出方法は限定しない
五 特定船舶の貨物艙の洗浄水	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側12海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側12海里以遠の海域	当該船舶の航行中に排出すること
六 貨物艙の洗浄水（前号左欄に掲げるものを除く）	全ての海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く）	当該船舶の航行中に排出すること
七 船体の外側の洗浄水	全ての海域（海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く）	排出方法は限定しない
八 水質が国土交通省令に適合する汚水（前3号左欄に掲げるものを除く）	全ての海域（指定海域を除く）	排出方法は限定しない

## 備考

1. この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によって第4条の2第1項第1号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。
2. ~ 9. ※上記「日常生活廃棄物の排出海域及び排出方法に関する基準」の備考参照。
10. この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側50海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。
11. この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。
  - イ 港則法に基づく港の区域
  - ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあっては、その境界）から10,000メートル以内の海域
  - ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
  - ニ 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

- 注1) この表において「通常活動廃棄物」とは、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物をいう。
- 注2) この表において「貨物残さ」とは、ばら積みの貨物として輸送された物質であって当該物質の取扱しが完了した後に貨物船に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含む物を除く）をいう。
- 注3) この表において「動物の死体」とは、貨物として輸送される動物であってその輸送中に死亡したもののが死体をいう。
- 注4) この表において「生鮮魚及びその一部」とは、漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。
- 注5) 「貨物残さ」又は「貨物船の洗浄水」を排出する際は、少量ずつ排出し、かつ、できる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 注6) 「貨物船の洗浄水」等の汚水の排出は、その水質が国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。

日常生活廃棄物及び通常活動廃棄物の排出方法に関する基準に掲げられていないすべての廃棄物（たとえば以下）の排出、上記廃棄物の上記以外の海域での排出又は上記以外の排出方法による排出は、一切認められない。

・プラスチック   ・化繊ロープ   ・漁具   ・ビニール袋   ・焼却灰  
・廃食油        ・ダンネージ   ・梱包材    ・発泡スチロール  
・紙、布、ガラス、金属、ビン、空缶、陶器等

なお、廃棄物の海域排出においては以下の事項に留意しなければならない。

1. 排出が禁止又は排出要件が異なる廃棄物が混合している場合は、より厳しい規制を適用すること。
2. 廃棄物の不適切な排出等を行った場合には海洋汚染防止法第55条他の規定に従い、違反の種類により異なる罰金刑（最高1,000万円）が課せられることがある。

また、海洋汚染防止法施行令第9条の2は、「船舶発生廃棄物汚染防止規程」の対象となる廃棄物を以下に掲げるものと規定している。

1. 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物
2. 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く）

## 船舶からの廃棄物排出基準要約

(詳細は、前表「船舶発生廃棄物 排出基準」を参照)

海域排出が可能な廃棄物区分	排出海域	排出方法
<b>日常生活廃棄物</b>		
食物くず	一般海域のうち、領海の基線から3海里以遠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置で処理して排出(最大直径25mm以下)</li> <li>・航行中に排出</li> </ul>
	海洋施設等周辺海域(南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置で処理して排出(最大直径25mm以下)</li> </ul>
	一般海域のうち、領海の基線から12海里以遠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に排出</li> </ul>
<b>通常活動廃棄物</b>		
貨物残さ (国土交通省令で定める物質を含むものを除く)	全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠(パルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に排出</li> </ul>
動物の死体	全ての国の領海の基線からその外側100海里以遠(パルティック海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り速やかに海底沈降するよう必要な措置</li> <li>・航行中に排出</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>*漁ろう活動に伴い生ずる生鮮魚及びその一部は、特定沿岸海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。排出方法は限定されていない。</li> <li>*貨物船の洗浄水は、特別海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。但し、航行中に排出すること。</li> <li>*船体外側の洗浄水は、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。排出方法は限定されていない。</li> <li>*これらの洗浄水等の汚水の排出は、その水質が国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。</li> </ul>		